

令和6年度「いきいき健康づくりフォーラムin会津若松」
実施業務委託契約書（案）

委託業務の名称 令和6年度「いきいき健康づくりフォーラムin会津若松」
実施業務委託

委託料の額 金 , , 円
(うち消費税及び地方消費税額 金 , 円)

委託期間 着手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日

上記の委託業務について、委託者「公立大学法人福島県立医科大学」を甲とし、
受託者「 」を乙として、次の各条項により委託契約を締結
する。

(委託業務の仕様等)

第1条 乙は、別記1「令和6年度「いきいき健康づくりフォーラムin会津若松」
実施業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の委託
料（以下「委託料」という。）をもって、頭書の履行期限（以下「履行期限」
という。）までに頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しな
ければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して別に定め
るものとする。

(契約の保証金)

第2条 甲は、福島県立医科大学契約細則第39条第1項ただし書の規定により、
乙が納入しなければならない契約保証金の納付を免除する。

(権利の帰属)

第3条 委託事業の実施に伴う著作権等の権利については、全て甲に帰属するもの
とする。

2 委託業務の履行に当たり、乙に帰属する特許権等が生じ、本件業務の実施に関し
て当該特許権等の実施が必要である場合には、乙は、委託業務の実施に関して必要
な範囲で、甲に無償の通常実施権を許諾するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約によって生ずる権利及
び義務をいかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、承継させ、
又は担保の目的に供することができない。

(受託者の義務)

第5条 乙は、本件業務の履行について法律上事業者としてのすべての責任を負うものとする。

2 乙は、すべての成果品が第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するとともに、万一権利侵害紛争等が生じた場合は、乙は自己の責任においてこれを解決するものとする。

3 乙は、その使用人に対し労働基準法、及びその他労働関係法令上、使用者としてのすべての責任を負うものとする。

(再委託)

第6条 乙は、この契約について委託業務の実施に係る業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときはこの限りでない。

(主任担当者の選任)

第7条 甲及び乙は、委託業務の履行のために連絡、確認等を行う主任担当者を、それぞれ1名あらかじめ定め、乙は主任担当者の選任(変更)届(様式第1号)を提出しなければならない。また、主任担当者の変更があった場合にも同様とする。

2 甲及び乙は、相手方からの要請、指示等の受理、相手方への依頼等を行う場合は、原則としてこの主任担当者を通じて行うものとする。

(委託業務実施状況の報告等)

第8条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(業務の着手)

第9条 乙は、委託業務に着手したときは、すみやかに甲に対して委託業務着手届(様式第2号)を提出しなければならない。

(事故等の報告)

第10条 乙は、委託期間中に事故が生じたときは、直ちにその旨を甲に報告するとともに速やかに応急処置を加えたのち、延滞なく書面を持って甲に詳細な報告をしなければならない。

(検査及び引渡し)

第11条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく委託業務完了届(様式第3号)及び実績報告書(様式第4号)を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了届を受理したときは、受理した日から10日以内に成果品について、検査を行わなければならない。

- 3 前項の検査の結果不合格となり、関係書類について補正を命じられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。
- なお、この場合の再検査の期日については、前項の規定を準用する。
- 4 前項において発生する経費は、すべて乙の負担とする。
- 5 全ての関係書類が検査に合格した日をもって、委託業務の終了とする。

(委託料の支払い)

- 第12条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託料請求書(様式第5号)により委託料の支払いを請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による支払の請求があったときは、請求を受け付けた日の属する月の翌月の末日までに支払うものとする。
 - 3 甲は、その責に帰すべき事由により、委託料の支払いを遅延した場合は、乙に対し第2項及第5項の期間満了の翌日から支払い日までの日数に応じ、支払未済相当額に年2.5%の割合で計算した額を遅延利息として支払うものとする。

(委託業務内容の変更等)

- 第13条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があると認めるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。

(乙の請求による履行期限の延長)

- 第14条 乙は、天災その他その責めに帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。

(損害負担)

- 第15条 委託業務の実施に関して発生した損害(第三者に与えた損害を含む。)のため必要を生じた経費は乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(乙の責めに帰すべき事由による履行期限の延長及び遅延利息)

- 第16条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了でき

ない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは、甲は、乙から遅延日数1日につき委託料の額に年2.5%の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切捨てる。）の遅延利息を徴収して履行期限を延長することができる。

（契約の解除）

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の一部又は全部を解除し、委託料を支払わない、若しくは支払った委託料の一部又は全部を返還させることができる。

一 履行期限までに委託業務を完了しないとき、又は委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

二 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

三 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

四 前各号の一に該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を甲に納付しなければならない。

- 一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
- 二 乙がこの債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(談合その他不正行為による損害賠償)

第19条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第17条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(個人情報保護)

第20条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記2「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(秘密の保持)

第21条 乙は、委託業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(補則)

第22条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

(紛争の解決方法)

第23条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 福島県福島市光が丘1番地
氏 名 公立大学法人福島県立医科大学
理事長 竹之下誠一

乙 住 所
氏 名

(別記1)

令和6年度「いきいき健康づくりフォーラム in 会津若松」
実施業務委託仕様書

1 目的

本仕様書は、公立大学法人福島県立医科大学健康増進センター（以下「健康増進センター」という。）が、主催する令和6年度「いきいき健康づくりフォーラム in 会津若松」（共催「第37回会津若松市健康まつり」）を円滑かつ適切に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の名称

令和6年度「いきいき健康づくりフォーラム in 会津若松」実施業務委託

3 業務期間

契約締結日～令和6年12月27日（金）

（設営日：令和6年11月9日（土）※18:30～22:00）

（イベント開催日：令和6年11月10日（日）午前10時～午後3時）

（撤去日：開催日と同日）

4 フォーラム会場

「會津風雅堂・会津若松市文化センター」

・「會津風雅堂」〒965-0807 会津若松市城東町12-1

・「会津若松市文化センター」〒965-0807 会津若松市城東14-52

5 来場者想定

(1) フォーラム全体で累計1,000人

(2) ターゲット 健康に関心がある30歳代から50歳代のファミリー層を中心とした各世代の県民

6 業務内容

※令和6年度「いきいき健康づくりフォーラム in 会津若松」実施業務委託公募型プロポーザル実施要領「14 契約の締結等」に基づき、企画提案書の内容に沿って甲乙協議を行い、協議結果により業務内容等の仕様書の内容を定めるものとする。

(別記2)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなけれ

ばならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

(様式第1号)

主任担当者の選任（変更）届

令和 年 月 日

公立大学法人福島県立医科大学
理事長 竹之下 誠一 様

住 所
氏 名
代表者

印

令和 年 月 日付けで契約した下記委託業務について、委託契約書
第7条第1項に基づき、主任担当者について届け出ます。

記

1 業 務 名 令和6年度「いきいき健康づくりフォーラム in 会津若松」
実施業務委託

2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

3 委託期間 着 手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日

4 主任担当者

職	氏 名

[本件責任者]

[担当者]

[連絡先電話番号]

※本書に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がある場合は、押
印の省略並びに FAX や電子メールによる提出を可とする。

(様式第2号)

委託業務着手届

令和 年 月 日

公立大学法人福島県立医科大学
理事長 竹之下 誠一 様

住 所
氏 名
代表者

印

令和 年 月 日付けで契約した下記委託業務は、令和 年 月 日に着手
しましたので届け出ます。

記

- 1 業 務 名 令和6年度「いきいき健康づくりフォーラム in 会津若松」
実施業務委託
- 2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 委託期間 着 手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日

[本件責任者]

[担当者]

[連絡先電話番号]

※本書に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がある場合は、押
印の省略並びに FAX や電子メールによる提出を可とする。

(様式第3号)

委託業務完了届

令和 年 月 日

公立大学法人福島県立医科大学
理事長 竹之下 誠一 様

住 所
氏 名
代表者 印

令和 年 月 日付けで契約した下記委託業務は、令和 年 月 日に完了
しましたので、報告します。

記

- 1 業 務 名 令和6年度「いきいき健康づくりフォーラム in 会津若松」
実施業務委託
- 2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 委 託 期 間 着 手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日

[本件責任者]

[担当者]

[連絡先電話番号]

※本書に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がある場合は、押
印の省略並びに FAX や電子メールによる提出を可とする。

(様式第4号)

実績報告書

令和 年 月 日

公立大学法人福島県立医科大学
理事長 竹之下 誠一 様

住 所
氏 名
代表者 印

令和 年 月 日付けで契約した下記委託業務の実績について、別紙資料を添えて報告します。

記

- 1 業 務 名 令和6年度「いきいき健康づくりフォーラム in 会津若松」
実施業務委託
- 2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 委託期間 着 手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日
- 4 内 容 別紙資料のとおり

[本件責任者]

[担当者]

[連絡先電話番号]

※本書に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がある場合は、押印の省略並びに FAX や電子メールによる提出を可とする。

(様式第5号)

委託料請求書

令和 年 月 日

公立大学法人福島県立医科大学
理事長 竹之下 誠一 様

住 所
氏 名
代 表 者
登録番号

印

令和 年 月 日付けで契約した下記委託業務について、委託契約書
(契約期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日)第12条第1項の規定
により、下記のとおり請求します。

記

1 業 務 名 令和6年度「いきいき健康づくりフォーラム in 会津若松」
実施業務委託

2 請求金額 _____ 円 (税込)

10%対象 円
(消費税 円)